



Online Nonimmigrant Visa Application (DS-160)

Confirmation

下記の方の非移民ビザ申請書が提出されたことを確認します:

	入力した名前:	TEST, TEST	 A A 0 0 1 T 3 7 V P
	生年月日:	01 JAN 1970	
	出生地:	KANAGAWA, JAPAN	選択した申請地:
	性別:	Female	TKY
	国籍:	JAPAN	Visa Branch, Consular Section
	パスポート番号:	TH1234567	U.S. Embassy Tokyo 1-10-5
	渡航目的:	EXCHANGE VISITOR (J1)	Akasaka, Minato-ku Tokyo 107-8420, Japan
	作成完了日:	15 AUG 2011	
	確認番号:	AA001T37VP	
	これはビザではありません		

あなたは この確認ページと以下の書類を申請サービスセンターに持参してください:

パスポート; SEVIS登録およびSEVIS料金支払いの証明; DS-2019; DS-700 (インターンまたは研修生の場合)

また、申請に役立つと思われる書類があれば提出することができます。

面接時に、鮮明で読みやすいバーコードが付いたこの確認ページを提出する必要があります。もし、45分時点でプリンター接続がなく印刷できない場合は、確認ページをEメールアドレスに送るオプションを選択してください。入力した申請書の自分宛て記録として印刷またはEメールで送ることもできます。面接時に申請書を印刷して提出する必要はありません。

ビザ申請料金および申請に伴うその他の料金が支払済みであることの証明を提出する必要がありますのでご注意ください。ビザ申請プロセスに関連したその他の料金があるかもしれません。あなたが支払うべきその他の料金の情報はあなたの国の 相互規定一覧表を確認してください。

さらに質問がある場合、または大使館・領事館への連絡方法については、このウェブサイトをご覧ください。
<http://japan.usembassy.gov/e/visa/ty/visa-nlv-ceac-faq> または <http://travel.state.gov> .

あなたはF,M,Jビザを申請することを示しています。同じプログラムに属する他のビザ、および/または学生の資格を失っている場合は、SEVIS料金を支払う必要があります。(支払方法は <http://www.ice.gov/sevis/>) 面接時にSEVIS費用支払い証明書を持参しなければなりません。この料金は少なくとも面接予約日の3営業日前までにお支払いください。

注:面接免除の場合を除き、領事館の前で指紋を採取する必要がある場合があります。バイオメトリック署名により申請書にサインすることが求められます。このバイオメトリック署名の提出により、あなたがビザ申請書の質問を読み理解したことを示す。そしてその全ての記述内容はあなたが回答したものであり、あなたの知る限りまた信じる限りにおいて真実かつ完全であることを、偽証罪の適用を受ける条件の下で証明します。さらに、ビザ面接時には、申請書の全ての記述内容および面接中の全ての供述は、あなたの知る限りまた信じる限りにおいて真実かつ完全であることを、偽証罪の適用を受ける条件の下で承認することが求められます。